

1. 高知県居住支援協議会及び活動内容について

【高知県居住支援協議会とは・・・】

住宅セーフティネット法第10条に基づき、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図ることを目的に、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携して、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃借人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行う。

なお、高知県ではこれに加えて、移住希望者に対する住宅確保の取組も行っている。

平成24年度に設立、平成29年1月現在、59の団体、行政組織（県8課、全市町村）、個人（学識経験者）により構成されている。

【活動内容など】

- ・ 協議会HPで県内の「サービス付き高齢者向け住宅」や「あんしん住宅」のリンクを貼り、住宅確保要支援者に向けた情報の提供を行っている。
- ・ 会員や行政職員、不動産オーナー、福祉関係職員等を対象としたセミナーを年1回開催。（県内の住宅状況や取組に関する報告、各種制度等の説明、先進事例の紹介など）
- ・ 「空き家対策部会」を立ち上げ（H28.8設置）、市町村における活用可能な空き家（移住者向け含む）の実態把握、改修、掘り起こしに向けた支援等、空き家対策の取組を総合的に推進することで、活用可能な住宅ストックを確保していく取組を強化。
→ 市町村が空き家を借り上げ（固定資産税相当額程度）、公的住宅と位置づけることで、家主は自己負担なしで住宅の機能向上リフォームを実施できる。

2. その他（参考情報）

○高齢者住宅財団による「家賃債務保証制度」

- ・ 子育て世帯、高齢者世帯等が賃貸住宅に入居する際の連帯保証人の役割を担う。

○民間支援団体（あまやどり高知）による保証

- ・ 連帯保証人になることで、民間賃貸住宅への入居を可能とさせる。

○高知市生活支援相談センターによる生活困窮者への住居提供

- ・ 元社宅の借り上げによる住居の提供
- ・ 高知市社会福祉協議会及び高知県高齢者福祉生活協同組合との協定によるシェルター（一時避難場所）の確保